

第6章 生活保護

第6章 生活保護

第1節 生活保護の動向

生活保護制度は、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、昭和25年に実施に移されました。生活保護は、資産や働く能力などのすべてを活用しても、なおかつ生活ができない場合に行われ、その困窮の程度に応じて保護費が支給され、社会保障の最後のセーフティネットとされています。

全国の生活保護受給者数は、平成7年を底に増加に転じ、平成27年3月に過去最高を記録しましたが、近年は減少傾向にあり、令和3年3月時点の生活保護受給者数は、約205万人、保護率16.4%（人口に対する生活保護受給者数の割合 パーミル：千分率）となっています。世帯類型別では、高齢化により高齢者世帯の割合は一貫して増加傾向にあります。

世界金融危機以降の生活保護受給者の増加等を背景に、生活保護制度の見直しと、生活保護に至る前の自立支援策の強化が課題となり、平成25年12月に生活保護法の一部が改正されるとともに、生活困窮者自立支援法が制定されました。生活困窮者自立支援法は、平成27年4月に施行され、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の支援を行うこととしています。

平成30年6月には生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制が強化されるとともに、生活保護制度が見直され、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援のほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置が講じられました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する様々な支援策の効果もあり、生活保護受給者数が増加に転じることはありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症の日常生活への影響は長期化しており、生活に困窮される方の増加が予測されます。必要な方に適正かつ迅速に保護を実施するとともに、引き続き、就労支援、不正受給の防止、医療扶助の適正化、生活習慣病の重症化予防、自立支援プログラムの活用等、生活保護受給者の自立に向けた各種支援に取り組んでいきます。

第2節 生活相談の現況

1 生活相談

最近5年間の生活相談の処理状況は表1のとおりです。

表1 生活相談の状況

(単位:件・%)

年度	相談件数 (A)	申請件数 (B)	申請率 (B/A)	開始件数 (C)	開始率 (C/B)	却下 件数	取下げ 件数
平成 28	516	295	57%	283	96%	7	5
29	473	266	56%	257	97%	4	5
30	512	269	52%	261	97%	5	4
令和 元	558	240	43%	232	97%	4	5
2	689	221	32%	207	94%	14	2

(注) 相談件数は実件数で計上。

2 相談内容

令和2年度における相談内容とその処理状況は表2のとおりです。

相談内容は、高齢による生活困窮の相談が139件であり、交通費等の困窮者を除く全体比で20%と高い割合を占めています。また、傷病・障害世帯は136件(20%)で、ほぼ同じ割合となっています。

また、交通費等の困窮者を除く住所不定者からの相談は27件となっています。

一方、相談処理のうち、他法他施策の活用と何らかの助言対応ができた結果、当面の問題が解決したケースは468件となっております。

表2 相談内容と処理状況

(令和2年度)

処理 相談内容	① 申請受理件数	② 相談助言件数	他法・他施策等の活用助言（重複あり）											小 計	① + ②	
			生活 困窮者 自立 支援法	児 童 福 祉 法	女 性 ・ 母 子 福 祉	各 種 保 険 ・ 年 金	福 祉 資 金 貸 付	法 外 援 護 支 給	ハ ロ ー ワ ー ク 等	シ ル バ ー 人 材	医 療 ・ 保 健 機 関	親 族 へ の 相 談	資 力 活 用 他			
傷病・障害	75	61	6	0	0	0	0	0	0	0	0	4	14	47	71	136
高齢者世帯	68	71	7	0	1	1	0	0	0	1	0	3	14	64	91	139
母子世帯	14	8	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	6	9	22
失業・低収	30	58	30	0	0	0	0	0	0	1	0	2	9	30	72	88
医療費	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	20	32	22
住宅問題	0	18	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	16	23	18
住所不定	26	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1	7	27
生活不安	0	103	8	0	1	1	2	0	0	3	0	0	17	94	126	103
夫等の暴力	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	4	4
その他	7	123	1	0	0	0	1	14	0	0	0	0	5	109	130	130
合 計	221	<454> 468	57	0	2	2	4	14	6	0	22	68	390	565	<675> 689	

※①、②の欄 相談内容に複数の問題が内在している場合は主訴で分類

※住所不定欄 宿泊所入所者、行路病人等を計上

※生活不安欄 家庭不和、別居、家出及び先々の生活費困窮等を計上

※その他欄 交通費等の困窮者を計上

※合 計 欄 < >内の数値は法外援護（交通費等の困窮者）を除いた内数

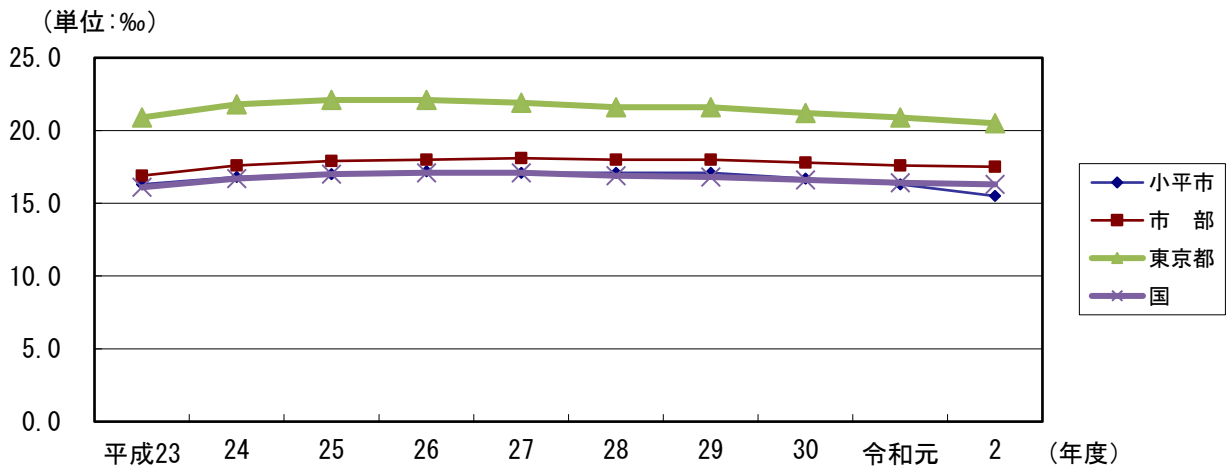
第3節 生活保護の現況

1 保護率

保護の動向は、景気の動向等複雑な要因で推移するといわれています。保護率の推移は図1、被保護世帯・人員の推移は図2のとおりです。

小平市の令和2年度における被保護世帯数は2,382世帯、人員は3,044人、保護率は15.5%で前年度と比較して世帯で97世帯の減、人員で161人の減となっています。月別推移で被保護世帯・人員数をみると増減はあるもののほぼ横ばいで推移しています。

図1 保護率の推移（各年度平均）



(単位:%)

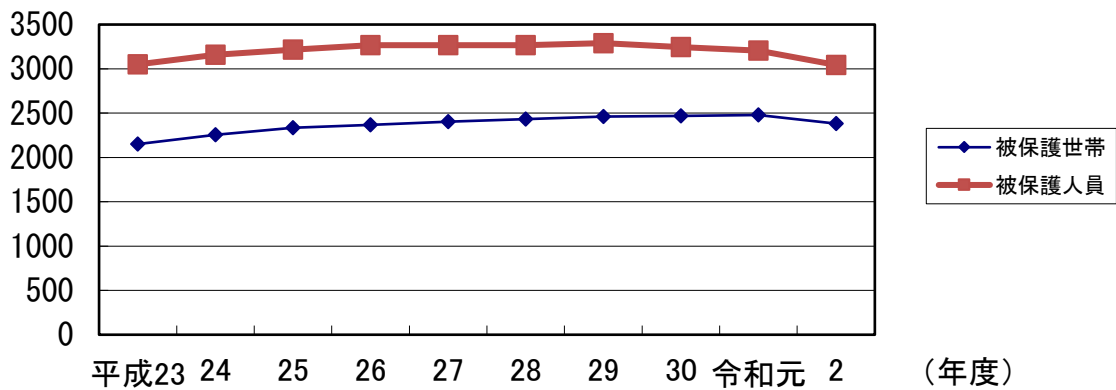
年度 区分	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2
小平市	16.3	16.8	17.0	17.2	17.1	17.1	17.1	16.7	16.3	15.5
市部	16.9	17.6	17.9	18.0	18.1	18.0	18.0	17.8	17.6	17.5
東京都	20.9	21.8	22.1	22.1	21.9	21.6	21.6	21.2	20.9	20.5
国	16.1	16.7	17.0	17.1	17.1	16.9	16.8	16.6	16.4	16.3

表3 保護率の月別推移

(令和2年度 単位:%)

月別 区分	令和2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	平均
小平市平均	15.9	15.8	15.7	15.6	15.5	15.4	15.4	15.3	15.3	15.3	15.2	15.2	15.5
市部平均	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.4	17.4	17.5
東京都平均	20.6	20.6	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.5
国平均	16.4	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.4	16.3

図2 被保護世帯・人員の推移（各年度平均）



年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
被保護世帯	2,151	2,256	2,335	2,366	2,404	2,432	2,463	2,468	2,479	2,382
被保護人員	3,049	3,159	3,216	3,267	3,266	3,267	3,290	3,245	3,205	3,044

（「厚生労働省報告例」の年度平均数値・含停止者）

表4 保護世帯・人員の月別推移

（令和2年度）

月別区分	令和2年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年1月	2月	3月	平均
世帯数	2,426	2,414	2,412	2,391	2,381	2,370	2,371	2,367	2,363	2,365	2,362	2,356	2,382
人員	3,119	3,100	3,094	3,072	3,050	3,031	3,024	3,016	3,006	3,007	3,003	3,000	3,044

2 被保護世帯地域分布及び世帯構成人員

被保護世帯の地域分布は表5のとおりです。ここ数年の傾向として、貸家・貸室等の多い地区と都営住宅の多い地区での保護率が高いようです。

また、市管内の特殊事情を反映して病院、施設入所者は、世帯で15.2%、人員で12.1%の高い割合を占めています。

次に、世帯構成人員別保護世帯の推移が表6です。単身者世帯が全体の80.2%を占めています。

表5 町別被保護世帯数

(令和3年4月1日 保護率：%)

町 丁 名	住民基本台帳		生 活 保 護		
	世 帯 数	人 口	被保護世帯数	被保護人員	保 護 率
総 計	93,654	195,207	1,963	2,611	13.4
中 島 町	911	1,837	43	69	37.6
上 水 新 町	2,152	4,658	7	12	2.6
た か の 台	1,019	1,954	19	20	10.2
小 川 町	12,012	24,461	233	304	12.4
栄 町	1,511	3,333	23	35	10.5
小 川 西 町	4,042	7,900	195	274	34.7
小 川 東 町	5,421	10,781	180	230	21.3
上 水 本 町	4,900	11,123	53	70	6.3
上 水 南 町	3,820	8,449	27	38	4.5
喜 平 町	3,062	5,640	57	77	13.7
津 田 町	2,362	4,874	83	119	24.4
学 園 西 町	5,711	10,615	115	135	12.7
学 園 東 町	5,286	10,087	149	195	19.3
仲 町	4,434	9,021	112	136	15.1
美 園 町	3,142	5,526	92	137	24.8
回 田 町	2,301	5,595	9	15	2.7
御 幸 町	1,232	2,807	11	16	5.7
鈴 木 町	7,370	16,703	82	99	5.9
天 神 町	2,926	6,638	62	80	12.1
大 沼 町	4,327	9,899	152	248	25.1
花 小 金 井 南 町	5,395	11,307	82	92	8.1
花 小 金 井	10,318	21,999	177	210	9.5
居 宅 計	93,654	195,207	1,963	2,611	13.4
病 院	-	-	80	80	-
施 設	-	-	273	280	-
総 数	93,654	195,207	2,316	2,971	15.2

(注) 世帯数及び人口は、住民基本台帳による数値である。

表6 世帯構成人員別保護世帯の推移

(世帯・%)

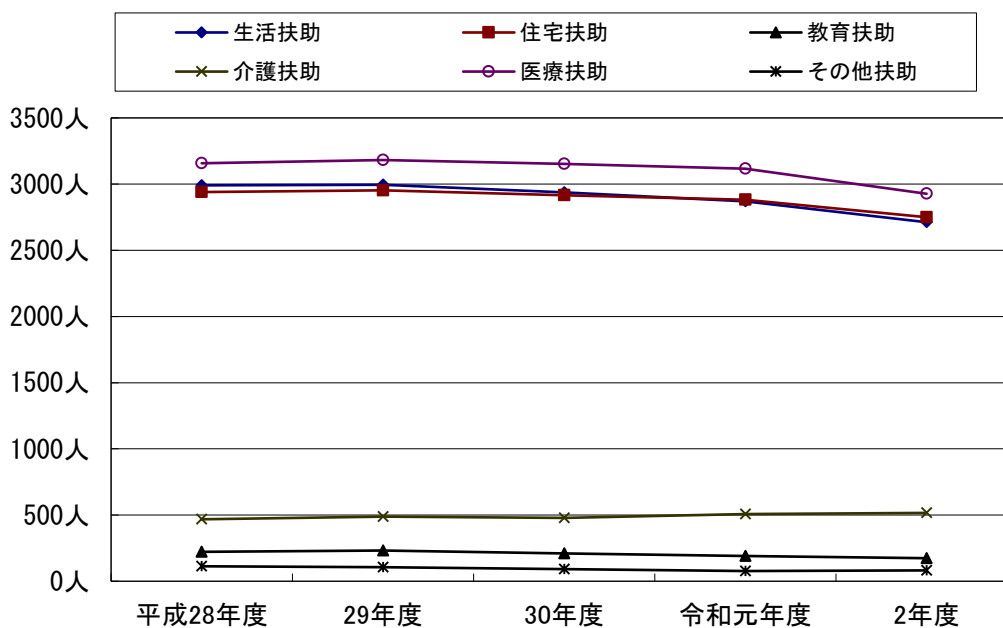
	平成28年度		29年度		30年度		令和元年度		2年度	
	世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率
1人世帯	1,887	78.3	1,936	78.4	1,930	79.0	1,979	79.7	1,897	80.2
2人世帯	340	14.1	350	14.2	352	14.4	352	14.2	333	14.1
3人世帯	109	4.5	104	4.2	94	3.8	93	3.8	85	3.6
4人世帯	45	1.9	50	2.0	41	1.7	33	1.3	27	1.1
5人世帯以上	29	1.2	30	1.2	27	1.1	25	1.0	24	1.0
計	2,410		2,470		2,444		2,482		2,366	

※人数別の世帯構成は全国一斉調査（各年度7月1日）の数字を使用

3 扶助別人員

扶助別の受給人員の推移は図3のとおりです。各扶助人員は、全般的に微減となりました。総数（令和2年度月平均人員3,044人）のうち生活扶助人員の割合は89.1%、住宅扶助人員は90.3%、教育扶助人員は5.7%、介護扶助人員は17.0%、医療扶助人員は96.2%、その他の扶助人員は2.7%となっています。

図3 扶助別保護人員の推移（月平均）



(単位:人)

年度	平成 28	29	30	令和 元	2
生活扶助	2,990	2,995	2,938	2,869	2,712
住宅扶助	2,941	2,953	2,915	2,883	2,750
教育扶助	223	232	211	191	174
介護扶助	468	488	479	508	516
医療扶助	3,158	3,182	3,152	3,116	2,927
その他扶助 (就労自立給付金含む)	113	106	92	77	82

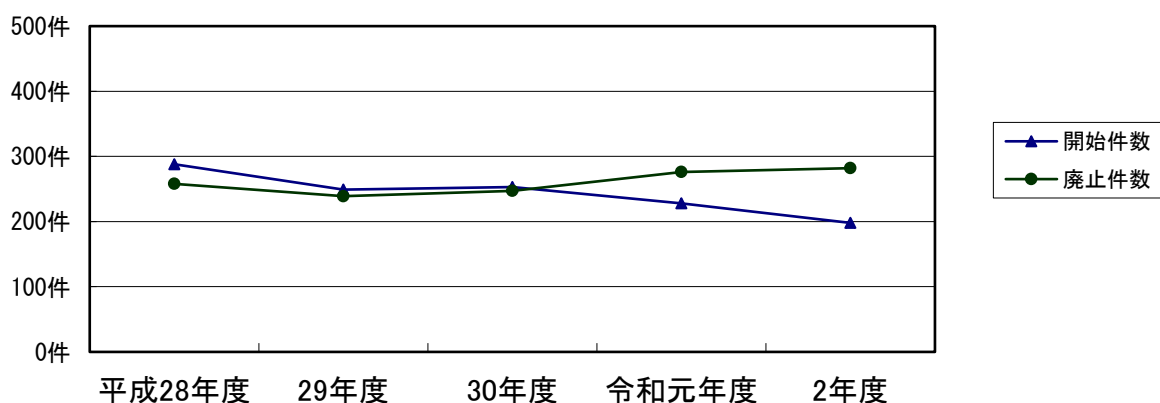
4 開始・廃止

保護の開始、廃止世帯の推移は図4のとおりです。

令和2年度は開始件数が198件、廃止件数282件となりました。

開始・廃止の理由を過去5年間で比較したのが表7・表8です。開始理由では勤労収入の減に起因するものが27.3%、預金等の減に起因するものが30.3%を占め、廃止理由では死亡・失踪が41.1%と最も多く、世帯の自立によって廃止となる就労収入の増加によるものは20.9%となりました。

図4 保護の開始・廃止世帯の推移



(単位: 件)

年度 区分	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
開始件数	288	249	253	228	198
廃止件数	258	239	247	276	282

表7 開始理由別世帯数構成比

(世帯・%)

年度 構成	平成 28		29		30		令和元		2	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
主・員傷病	106	36.8	78	31.3	101	39.9	53	23.2	48	24.2
就労収入減	69	24.0	44	17.7	61	24.1	87	38.2	54	27.3
預金等減	54	18.8	66	26.5	48	19.0	58	25.4	60	30.3
転入継続	30	10.4	27	10.8	16	6.3	15	6.6	15	7.6
その他	29	10.0	34	13.7	27	10.7	15	6.6	21	10.6

表8 廃止理由別世帯数構成比

(世帯・%)

構成	平成 28		29		30		令和元		2	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
主・員治癒	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
就労収入増	54	20.9	43	18.0	48	19.4	69	25.0	59	20.9
年金仕送増	11	4.3	19	7.9	9	3.7	19	6.9	22	7.8
死亡・失踪	115	44.6	92	38.5	110	44.5	109	39.5	116	41.1
その他	78	30.2	85	35.6	80	32.4	79	28.6	85	30.2

5 世帯類型

被保護世帯の世帯類型別の推移は表9のとおりです。高齢者世帯が50.6%、傷病・障害者世帯が32.5%と高い割合を示し、この両方で83.1%を占めています。母子世帯の割合は微減、どの類型にも属さないその他の世帯の割合は、減少しました。

表9 世帯類型別世帯の推移

(世帯・%)

区分 年度	総数	高齢者世帯		母子世帯		傷病・障害者世帯		その他の世帯	
	世帯数	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
平成 28	2,426	1,143	47.1	149	6.1	811	33.5	323	13.3
29	2,460	1,160	47.2	145	5.9	837	34.0	318	12.9
30	2,468	1,193	48.3	136	5.6	830	33.6	309	12.5
令和 元	2,475	1,234	49.9	130	5.2	800	32.3	311	12.6
2	2,377	1,202	50.6	122	5.1	773	32.5	280	11.8

(除 停止世帯)

- (1) 高齢者世帯 65歳以上の者のみで構成している世帯又は、これらの者に18歳未満の未婚の者が加わった世帯。
- (2) 母子世帯 現在配偶者がいない18歳から65歳未満の女性と18歳未満の子のみで構成されている世帯。
- (3) 傷病・障害者世帯 世帯主が入院しているか、在宅患者加算又は、障害者加算を受けている世帯、もしくは世帯主が傷病、心身障害等を理由として働けない世帯。
- (4) その他の世帯 以上のいずれにも該当しない世帯。

※2つ以上の類型に該当する場合は、上記の順で上位のものを優先して記入してあります。

6 労働力類型

被保護世帯の労働力類型別の推移は表10のとおりです。働いている者がいない世帯が全世帯の82.9%を占めています。

次に、労働力類型と世帯類型を組み合わせたのが表11です。

労働力類型を主にみると、世帯主が働いている世帯では、常用勤労者が多く93.5%を占めており、その内、母子世帯が14.2%を占めています。世帯員のみが働いている世帯では傷病・障害者世帯が30.2%を占めており、働いている者のいない世帯では高齢者世帯が57.0%の割合を占めています。

世帯類型からみると、高齢者世帯の93.3%、傷病・障害者世帯の83.0%、その他の世帯の48.9%が働いている者のいない世帯であり、母子世帯の38.8%が常用勤労者となっています。

表10 労働力類型別世帯の推移

(世帯・%)

区分 年度	総数	稼働世帯												非稼働世帯	
		小計		世帯主が働いている世帯								世帯員稼働			
				常用勤労者		日雇労働者		内職者		その他					
世帯数	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	
平成28	2,426	441	18.2	334	13.8	11	0.5	12	0.5	11	0.5	73	2.9	1,985	81.8
29	2,460	435	17.7	341	13.9	9	0.4	10	0.4	10	0.4	65	2.6	2,025	82.3
30	2,468	446	18.1	359	14.6	11	0.5	11	0.5	9	0.4	56	2.3	2,022	81.9
令和元	2,475	442	17.9	355	14.3	9	0.4	10	0.4	10	0.4	58	2.4	2,033	82.1
2	2,377	407	17.1	331	13.9	5	0.2	7	0.3	11	0.5	53	2.2	1,970	82.9

(除 停止世帯)

表 1 1 世帯類型別・労働力類型別にみた被保護世帯

(令和 2 年度 () 単身者再掲)

労働力類型		世帯類型	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯	総数
世帯主が働いている世帯	常用勤労者	全体	67	47	101	116	331
		単身者再掲	(57)	—	(93)	(87)	(237)
	日雇労働者	全体	0	0	2	3	5
		単身者再掲	(0)	—	(1)	(1)	(2)
	内職者	全体	0	0	6	1	7
		単身者再掲	(0)	—	(6)	(1)	(7)
	その他の就労者	全体	4	0	6	1	11
		単身者再掲	(4)	—	(3)	(1)	(8)
世帯主が働いていないが世帯員が働いている世帯		全体	9	5	16	23	53
働いている者のいない世帯		全体	1,122	69	641	138	1,970
		単身者再掲	(1,019)	—	(560)	(85)	(1,664)
総数		全体	1,202	121	772	282	2,377
		単身者再掲	(1,080)	—	(663)	(175)	(1,918)
構成比 (%)		全体	50.6	5.1	32.5	11.9	100.0
		単身者再掲	56.3	—	34.6	10.3	(100.0)

7 入院・外来病類別医療扶助人員

医療扶助人員の年度別推移は表12のとおりです。総数では入院が増加傾向にあり、入院外は微減の傾向にあります。令和2年度の月別実績は表13のとおりです。

表12 入院・外来病類別医療扶助人員推移 (単位:人)

病類別		年 度	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
総	数	a (e + m)	37,895	38,181	37,823	37,392	35,118
	精 神	b (f + n)	2,559	2,471	2,355	2,544	2,150
	そ の 他	c (g + o)	35,336	35,710	35,468	34,848	32,968
単給(再掲) 総 数		d (h + p)	1,194	1,147	1,141	1,246	1,161
入	院	e (f + g)	3,251	3,798	4,028	6,136	4,949
	精 神	f	1,500	1,412	1,347	1,654	1,536
	そ の 他	g	1,751	2,386	2,681	4,482	3,413
単給(再掲) 小計		h (i + j + k + l)	722	625	611	711	654
医療扶助のみ	精 神	i	417	364	334	372	384
	その他	j	112	109	139	206	191
その他単給	精 神	k	166	130	110	85	59
	その他	l	27	22	28	48	20
入 院 外		m (n + o)	34,644	34,383	33,795	31,256	30,169
精 神		n	1,059	1,059	1,008	890	614
そ の 他		o	33,585	33,324	32,787	30,366	29,555
単給(再掲) 小計		p (q + r + s + t)	472	522	530	535	507
医療扶助のみ	精 神	q	0	5	15	9	0
	その他	r	409	425	407	426	425
その他単給	精 神	s	0	0	0	0	0
	その他	t	63	92	108	100	82

表 1 3 月別医療扶助人員状況

月	入 院								入 院 外								総合計
	医療扶助単給					医療扶助併給		合計	医療扶助単給					医療扶助併給		合計	
	医療のみ		その他単給		小計	精神	その他		医療のみ		その他単給		小計	精神	その他		
	精神	その他	精神	その他					精神	その他	精神	その他					
4	33	18	5	2	58	98	320	476	0	30	0	10	40	74	2,453	2,567	3,043
5	34	15	5	3	57	99	328	484	0	35	0	8	43	76	2,428	2,547	3,031
6	34	20	5	2	61	103	330	494	0	38	0	7	45	76	2,413	2,534	3,028
7	28	18	5	1	52	98	337	487	0	37	0	8	45	73	2,406	2,524	3,011
8	30	19	5	1	55	101	342	498	0	34	0	7	41	75	2,374	2,490	2,988
9	33	20	5	1	59	92	213	364	0	35	0	7	42	33	2,531	2,606	2,970
10	33	15	5	1	54	85	227	366	0	37	0	6	43	33	2,409	2,485	2,851
11	32	14	5	2	53	89	222	364	0	40	0	5	45	35	2,391	2,471	2,835
12	29	14	5	2	50	86	221	357	0	43	0	6	49	35	2,400	2,484	2,841
1	33	13	5	1	52	79	215	346	0	35	0	6	41	33	2,424	2,498	2,844
2	32	13	5	2	52	82	218	352	0	35	0	6	41	36	2,408	2,485	2,837
3	33	12	4	2	51	81	229	361	0	26	0	6	32	35	2,411	2,478	2,839
合 計	384	191	59	20	654	1093	3,202	4,949	0	425	0	82	507	614	29,048	30,169	35,118
平 均	32	16	5	2	55	92	267	412	0	35	0	7	42	51	2,421	2,514	2,927

表14 生活保護の動向（総括表）

		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	
被 保 護	世帯	2,432	2,463	2,468	2,479	2,382	
	人員	3,267	3,290	3,245	3,205	3,044	
保 護 率 (%)		17.1	17.1	16.7	16.3	15.5	
生 活 扶 助	世帯	2,212	2,228	2,214	2,196	2,099	
	人員	2,990	2,995	2,938	2,869	2,712	
住 宅 扶 助	世帯	2,166	2,189	2,195	2,199	2,122	
	人員	2,941	2,953	2,915	2,883	2,750	
教 育 扶 助	世帯	151	154	133	121	106	
	人員	223	232	211	191	174	
介 護 扶 助	世帯	449	468	463	492	499	
	人員	468	488	479	508	516	
医 療 扶 助	世帯	2,373	2,401	2,411	2,415	2,300	
	人員	3,158	3,182	3,152	3,116	2,927	
出 産 扶 助	世帯	0	0	0	0	1	
	人員	0	0	0	0	1	
生 業 扶 助	世帯	1,043	983	853	735	778	
	人員	1,233	1,158	978	817	853	
葬 祭 扶 助	世帯	102	79	78	73	90	
	人員	102	79	78	73	90	
就 労 自 立 給 付 金	世帯	12	20	32	41	41	
	人員	12	20	32	41	41	
進 学 準 備 給 付 金	世帯	—	—	24	12	10	
	人員	—	—	24	12	10	
開 始	世帯	288	249	253	228	198	
	人員	420	346	325	288	261	
廃 止	世帯	258	239	247	276	282	
	人員	329	317	316	346	352	
世帯類型	高 齢 者 世 帯	1,143	1,160	1,192	1,234	1,202	
	母 子 世 帯	149	145	135	130	122	
	傷 病 ・ 障 害 者 世 帯	811	837	829	800	773	
	そ の 他 の 世 帯	323	318	307	311	280	
労働力類型	世帯主が 勤 労	常 用 勤 労 者	334	341	800	355	331
		日 雇 労 働 者	11	9	311	9	5
		内 職 者	12	10	355	10	7
		そ の 他 の 就 業 者	11	10	9	10	11
	世帯員が働いている世帯	73	65	56	58	53	
	働いている者がいない世帯	1,985	2,025	2,022	2,033	1,970	
医 療 扶 助 率 (%)		96.7	96.7	97.1	97.2	96.2	
医療扶助に占める精神の割合 (%)		6.8	6.5	6.2	6.8	6.1	
医 療 扶 助 単 給 率 (%)		3.2	3.0	3.0	3.3	3.3	
入 院 率 (%)		8.6	9.9	10.6	16.4	14.1	
入院に占める精神の割合 (%)		46.1	37.2	33.4	27.0	31.0	
外 来 に 占 め る 精 神 の 割 合 (%)		3.1	3.1	3.0	2.8	2.0	

※出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、就労自立給付金、進学準備給付金は各年度の延べ実数、
その他の数値は厚生労働省報例の年度平均数値（世帯類型、労働力類型には停止世帯を含まず）

8 自立支援プログラム

厚生労働省が、平成16年12月にまとめた「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」に基づき、経済的給付を中心とする生活保護制度から、実施機関が組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換することを目的として、自立支援プログラムが導入されています。

(1) 就労支援プログラム

就労支援プログラムとは、18歳から64歳までの稼働年齢層にある被保護者等の内、就労阻害要因がなく、就労意欲があるなどの被保護者について、就労による経済的自立の援助をすることを目的としています。

小平市では、自立支援員がハローワークと連携するなどして就労支援を実施しており、支援の状況は表15のとおりとなっています。

表 15 就労支援プログラムの実施状況

年度	支援開始者数 (A)	就職者数 (B)	就職率 (B/A)	保護者のうち 生活保護廃止 世帯数
平成 28	99	96	97%	12
29	76	65	86%	9
30	87	77	89%	12
令和 元	88	84	95%	24
2	37	30	81%	4

※ 就職者数には前年度開始者を含む

(2) その他のプログラム

就労支援プログラムのほか、「年金調査支援プログラム」、「多重債務整理支援プログラム」、「健康管理支援プログラム」及び「若年者進路支援プログラム」を作成し、実施しています。

表 16 その他のプログラムの実施状況

(令和2年度)

プログラム名	実施内容	実施結果
年金調査支援	保護受給者の年金受給資格調査を実施する。	163件の年金受給資格を調査
多重債務整理支援	多重債務等を抱えた保護受給者について、債務整理の支援をする。	28件について債務整理を支援
健康管理支援	保健師が、基本健康診査の結果やレセプト等の状況により対象者を把握し、ケースワーカーと連携し、健康相談や指導を行い疾病の予防や傷病への早期対応を支援する。	95名に対し、健康相談、指導等を実施
若年者進路支援	保護受給世帯の中・高生の進路状況を把握し、進路に沿って学習塾受講費補助等の支援を行う。	52名を支援

9 生活保護費支給

扶助別支出金額の推移は、表17のとおりです。これを構成比で表したものが図5です。

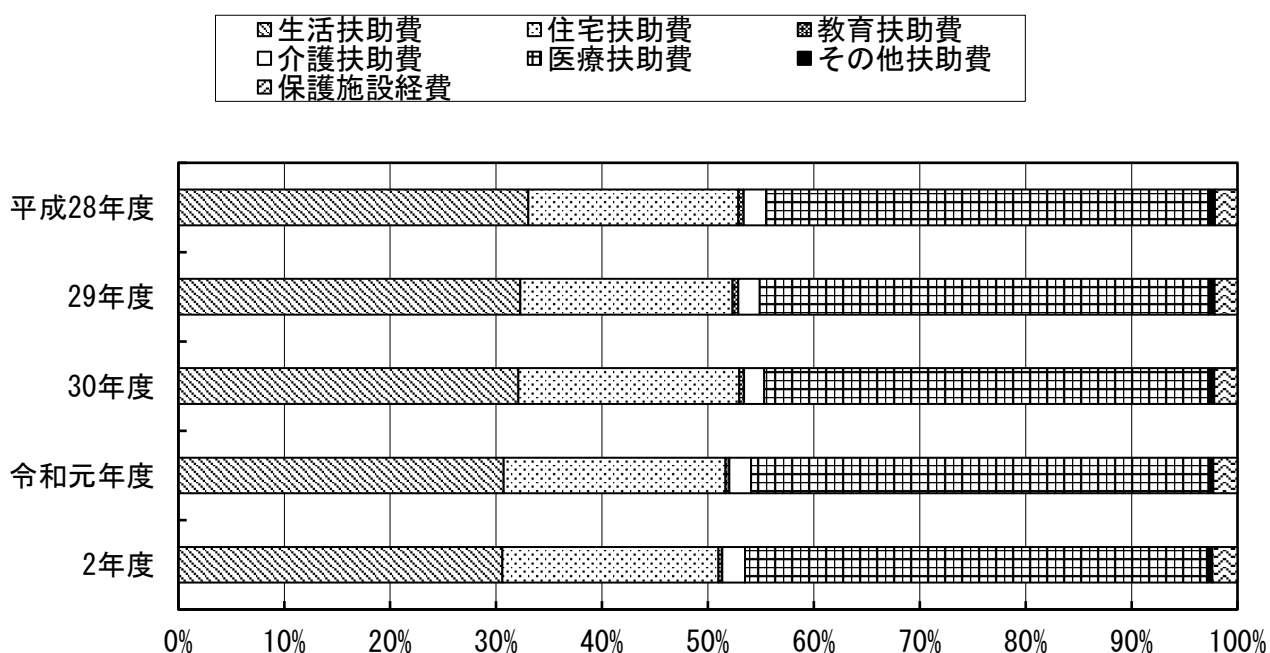
法外援護費は全体の約0.2%を占めていますが、これは第4節に後述する都と市の施策によるものです。

表 17 生活保護費扶助別年度推移

(単位:円)

年度		平成28	29	30	令和元	2
扶助						
	生活扶助費	1,907,303,152	1,870,440,615	1,797,940,052	1,716,217,147	1,637,562,023
	住宅扶助費	1,144,163,689	1,161,505,130	1,167,000,738	1,171,602,954	1,090,858,698
	教育扶助費	29,664,470	31,269,481	25,389,341	20,238,282	19,058,061
	介護扶助費	121,748,519	117,416,897	107,743,734	113,734,396	114,557,817
	医療扶助費	2,409,077,155	2,454,586,066	2,346,285,768	2,413,738,903	2,333,116,228
	出産扶助費	0	0	0	0	5,700
	生業扶助費	17,557,381	16,353,442	12,624,695	8,429,964	8,351,617
	葬祭扶助費	18,114,354	15,177,901	14,399,744	13,314,711	15,557,839
	就労自立給付金	840,060	1,564,111	2,140,996	2,434,529	2,509,916
	進学準備給付金			2,600,000	1,400,000	1,000,000
保護施設	生活扶助費	12,547,592	14,392,082	12,519,731	12,049,671	11,874,200
	施設事務費	110,018,811	111,354,860	110,914,051	115,562,378	114,421,051
	施設委託費	—	—	—	—	1,361,000
法内小計		5,771,035,183	5,794,060,585	5,599,558,850	5,588,722,935	5,350,234,150
法外援護		15,699,257	16,976,437	15,502,317	15,076,277	12,932,518
総計		5,786,734,440	5,811,037,022	5,615,061,167	5,603,799,212	5,363,166,668

図5 生活保護費の支給の推移（法内扶助費比率%）



（注：その他扶助費は出産・生業・葬祭扶助費、就労自立・進学準備給付金を合わせたもの）

令和2年度の生活保護費財源内訳は、表18のとおりです。

生活保護費（法内扶助費）の4分の3を、国庫負担金として国から交付を受け、その他、居住地のない単身者（都費ケース）の入院・入所費用の4分の1を都負担金として都から交付を受けています。このほか国からは、生活保護事務を安定的かつ適正に運営するための措置として国庫補助金が交付されています。

雑入は保護費の過払い等により返還を受けた金額です。

表18 生活保護費財源内訳（令和2年度）（単位：円・%）

財源種別	決算額(円)	負担割合
国庫負担金	4,141,737,856	77.23%
国庫補助金	11,525,000	0.21%
都負担金	124,653,000	2.32%
都補助金	12,225,658	0.23%
雑入	76,241,809	1.42%
一般財源	996,783,345	18.59%
総額	5,363,166,668	100.00%

第4節 法外援護の現況

最低生活の保障は、国の責任において実施されていますが、一般世帯との格差を少しでも緩和するために自治体、社会福祉協議会が中心となって、生活保護法に基づかない援護を実施しています。これを法外援護と総称していますが、小平市、小平市社会福祉協議会、東京都で実施しているものとして次のようなものがあります。

1 小平市の法外援護

(1) 入浴料助成（生活支援課）

入浴設備がない居宅等の被保護世帯に無料入浴券を支給しています。

大人券 82 枚

(2) 固定資産税等減免（税務課等）

固定資産税を課税されている被保護世帯に対して市条例で減免規定をもうけていますが、この他にも各種の使用料、手数料の減免措置があります。

(3) 市営プール無料利用券交付（生活支援課）

令和2年度は交付を中止しました。（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）

(4) 家財等の処分（生活支援課）

単身の被保護者が死亡し、その人の家財等を引き取り又は処分する人がいない場合に、市が代わって処分することがあります。

2 小平市社会福祉協議会の法外援護

(1) 住所不定者等法外援護

住所不定者等に対する応急援護として金銭支給を行っています。

令和2年度は72件556,500円を支給しました。

3 東京都の法外援護

(1) 夏季健全育成費支給（生活支援課）

被保護世帯の小・中学生に対し、夏季休業中に各種の野外活動等に参加することにより、心身の健全な育成を図ることを目的に、1人当たり3,300円を支給しました。

表 19

(単位:人・円)

区 分	単 価	人 数	金 額
小 学 生	3,300	103	339,900
中 学 生	3,300	66	217,800
総 計		169	557,700

(2) 学童服・運動衣購入費支給 (生活支援課)

被保護世帯の小・中学生に対し、その就学を奨励し、あわせて被保護世帯の自立更生を援助するため「子どもの日」の行事の一環として、1人当たり学童服購入費 11,400 円、運動衣購入費 4,100 円を支給しました。

表 20

(単位:人・円)

区 分	単 価	人 数	金 額
小学生 (学童服)	11,400	91	1,037,400
中学生 (学童服)	11,400	45	513,000
小学生 (運動衣)	4,100	104	426,400
中学生 (運動衣)	4,100	67	274,700
総 計		307	2,251,500

(3) 自立援助金支給 (生活支援課)

中学校を卒業し就職する被保護世帯の生徒に対し、本人及び世帯の自立助長を図るため一人当たり 51,500 円を支給するものですが令和 2 年度は支給実績がありませんでした。

(4) 修学旅行支度金支給 (生活支援課)

被保護世帯の小学校 6 年生又は、中学校 3 年生が修学旅行に参加する際に、必要とする参加支度金を支給し、学童・生徒の修学を助け、もって本人及び世帯の自立助長を図るため、小学校 6 年生に 1 人当たり 4,300 円、中学校 3 年生に 1 人当たり 8,500 円を支給しました。

表 21

(単位:人・円)

区 分	単 価	人 数	金 額
小学校 6 年生	4,300	19	81,700
中学校 3 年生	8,500	19	161,500
総 計		38	243,200

(5) 被保護者自立促進事業（生活支援課）

被保護世帯に対し、就労支援、地域生活移行支援、健康増進支援、次世代育成支援など、自立支援に要する経費の一部を支給することによって、その自立の促進を図るため本人の申請に基づき支給しました。

表 2 2

対象事業	支 援 の 内 容	上 限 支 給 額 （ 円 ）		件 数	金 額 （ 円 ）
就労支援	就職活動用の被服費等	1人当たり	35,000	2	27,918
地域生活移行支援	高齢者等生活環境改善費 （ 居 宅 清 掃 費 用 ）	1人当たり	400,000	2	523,600
	生 活 支 援 費 （生活支援サービスヘルパー等派遣費用）	1人当たり	600,000	49	3,316,570
	住 宅 契 約 関 係 費 （ 鍵 交 換 費 等 ）	1人当たり	20,000	19	320,500
	精神科カウンセリング受診料	1人当たり	72,000	4	97,550
次世代育成支援	学 習 環 境 整 備 支 援 費	中学校3年生 高校3年生 1人当たり	200,000	53	4,374,860
		高校1、2年生 1人当たり	150,000		
		小学校1～6年生 中学校1、2年生 1人当たり	100,000		
	大 学 等 進 学 支 援 費	1人当たり	80,000	11	495,760
総 計				140	9,156,758

令和2年度版 福祉事業概要

令和3年9月 発行

編集・発行 小平市健康福祉部
小平市子ども家庭部

〒187-8701

小平市小川町2丁目1333番地

電話 042(341)1211(代)

FAX 042(346)9498